

○国土交通省令第五十八号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百三十二号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第十五項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）、第六条の第二十項、第五十七条の二第一項、第五十七条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで、第八十六条の五第六項、第八十六条の八第二項及び第九十三条の三、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十二条並びに津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第九十七条の規定に基づき、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十七日

国土交通大臣 太田 昭宏

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表二十七の項中

界壁又は防火上主要な間仕切壁の位置

を

界壁	ス プ
----	--------

置 庫 に 部

又は防火上主要な間仕切壁の位置
リンクラ―設備等消火設備の配置

に改め、同表(二十四)の項中「第三百三十五条の十八」を「

第三百三十五条の十九」に、「第三百三十五条の十六第三項」を「第三百三十五条の十七第三項」に改め、同表(二十七)の項中「第三百三十五条の二十」を「第三百三十五条の二十一」に改め、同表(六十三)の項

中

増築前における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の部分

を

増築又は改築に係る部分

増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の部分

に改める。

に、「ナ」を「チ」に、「チ」を「ウ」に、「ウ」を「メ」に改め、同注意3⑭中「から、その時
刻の」の下に「メートルの押添の部分及び」を加え、同注意3⑮中「メ」を「ヌ」に、「ル
」を「ク」に改め、「ン」の下に「及び」「」を加え、「及び」「」から「チ」を「並びに」
と「の」に改め、「ニ」に改め、同注意3⑯中「ヌ」を「ル」に、「ル」を「ク」に改め、同注意3⑰中「メ」を「ヌ」に、「ヌ」
を「ク」に改め、「ン」の下に「及び」「」を加え、「及び」「」から「チ」を「並びに」

(津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正)

第三条 津波防災地域づくりに関する法律施行規則(平成二十三年国土交通省令第九十九号)の一部
を次のように改正する。

別記様式第三第二面6欄及び9欄中「~~ハ~~」を「~~ヘ~~」に改め、同面10欄中ルをヲとし、
ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハを
ニとし、ロの次に次のように加える。

【ン.メートルの押添の部分】() () () () ()

別記様式第三注意3⑤及び⑩中「~~ハ~~」を「~~ヘ~~」に改め、同注意⑬中「~~ン~~」を「~~ル~~」に
メートルの押添の部分、「~~ニ~~」に、「~~ニ~~」を「~~ル~~」に、「~~ル~~」を「~~ク~~」に、「~~ク~~」を「~~ナ~~」
に、「~~ナ~~」を「~~チ~~」に、「~~チ~~」を「~~ウ~~」に、「~~ウ~~」を「~~メ~~」に改め、同注意3⑭中「~~カ~~」から、その時
刻の「~~ノ~~」の下に「メートルの押添の部分及び」を加え、同注意3⑮中「~~メ~~」を「~~ヌ~~」に、「~~ヌ~~」
を「~~ク~~」に改め、「~~ン~~」の下に「及び」「~~ニ~~」を加え、「及び」「~~ニ~~」から「~~チ~~」を「~~並びに~~」

斗「さび」「こ」に改め、同注意3⑩中「ろ」を「し」に改める。

附 則

この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。